

令和 7 年度川崎市ホームページ品質向上支援業務委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度川崎市ホームページ品質向上支援業務委託

2 履行場所

川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 業務内容

本市では、全ての利用者にとって「誰にでも使いやすく、必要な情報を探しやすく、常に新しく正確な情報が手に入る」ホームページを目指し、リニューアルの効果検証やウェブアクセシビリティ職員研修、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」が求めるユーザー評価を実施してきたところである。

本委託では、川崎市ホームページの品質状況を把握し、専門的かつ詳細な分析を実施する。また、ホームページの品質を維持向上していくための職員研修について、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行や、ウェブアクセシビリティに関する JIS 規格及び「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の内容など、最新の動向を交えて実施する。

(1) 作業範囲

川崎市ホームページ (<https://www.city.kawasaki.jp/>) 配下を対象とする。

(2) 作業内容

ア ホームページの定期診断（全ページの検証）

(ア) 目的

川崎市ホームページのウェブアクセシビリティの品質に関し、総務省 miChecker と同等の基準による解析を行う。その解析結果に基づき、具体的な改善を CMS 運用保守事業者（システム株式会社）が理解し対応が取れるようにすることを目的とする。

(イ) 対象範囲

解析の対象は、<https://www.city.kawasaki.jp/>内で同 URL から同一ドメイン内でリンクをたどることができる HTML ファイルとする。

ただし、CMS の機能を用いずに外部で生成したものを持ち込んだ HTML ファイル（以降、「CMS 外コンテンツ」という。また、対象 URL は「https://www.city.kawasaki.jp/**/cmsfiles/content/***/*****/*****/～.html」となっている。）は除く。

(ウ) ページ単位の指摘事項一覧の作成

検証対象の全 HTML について、URL 毎に miChecker の指摘事項を 1 ファイル 1 行の形式で集計

し、一覧表にとりまとめること。

- ・適合レベル A、AA それぞれの「問題あり」の指摘箇所数
- ・適合レベル A、AA それぞれの「問題の可能性大」の指摘箇所数
- ・適合レベル A、AA それぞれの「要判断箇所」の指摘箇所数
- ・適合レベル A、AA それぞれの「手動確認」の指摘箇所数
- ・miChecker の指摘事項（「” …” は画像の alt 属性として不適切な可能性があります。」「このページ内リンクは、ジャンプ先のアンカー” …” が存在しないため利用できません」等）ごとの指摘箇所数

(エ) 「問題あり」および「問題の可能性大」で指摘された項目の解析

それぞれ指摘されている項目については、改善を行う上で参考になるように、解析を行い報告すること。例えば、主要な問題について、なぜそれが問題として検出されるのかを説明し、その上で改善案を示すことが望ましい。また、「問題あり」特に「問題の可能性大」においては問題ではない場合も多いので、それらについても可能な範囲で修正の必要がないことを報告すること。

(オ) より良いアクセシビリティ実現に資する情報の提供

全ページの検証を行う過程で次に示すような情報があれば、この解析を行い積極的により良いアクセシビリティの実現のための項目として報告すること。単なる数値データの整理・報告ではなく、分析した情報をどのように活かせば良いか具体的に記述すること。必要に応じて過去の診断結果の参照を行うものとする。本目的であれば、次に示すもの以外の項目であっても報告に含めて良い。

a 掲載ファイル数

- ・HTML
- ・PDF
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- ・Microsoft PowerPoint
- ・画像ファイル、音声ファイル、動画ファイル
- ・その他 (CSS 等)

b title 要素（ページタイトル）の有無及び重複

c サイト内リンク切れ

- ・リンク切れを含むページ数
- ・リンク切れ箇所数

d サイト外リンク切れ

- ・リンク切れを含むページ数
- ・リンク切れ箇所数

e リンク箇所

- ・最も a 要素（リンクの数）が多いページでの出現数
- ・1 ページあたりの平均数

- f 見出し（見出しの大（h1）中（h2）小（h3）ごとに行う）
 - ・ ページごとの見出しの有無
- g 文字間スペース（「経 済」などのように、単語内の文字と文字との間にスペースがあるものの）の入った単語を含むページ
 - ・ 文字間にスペースの入った単語が掲載されているページ数
 - ・ 文字間にスペースの入った単語が掲載されているページの URL
 - ・ 文字間にスペースの入った単語の内容
- h 機種依存文字（ローマ数字や丸数字など、利用者の閲覧環境によって文字化けしてしまう恐れがあるもの）
 - ・ 機種依存文字が掲載されているページ数
 - ・ 機種依存文字が掲載されているページの URL
 - ・ 各ページに掲載されている機種依存文字の内容
- i 構造化要素の付与状況
- j 画像に対する代替テキストの付与状況
- k リンク階層（トップページを起点として何クリックで到達するか）
 - ・ 最も深い階層数
 - ・ 最も HTML 数の多い階層数

イ JIS 試験結果を踏まえた分析レポートの作成

（ア）目的

任意の 30 ページについて、JIS レベル AA 準拠の状況についてソフトウェア及び目視により試験を行い、アクセシビリティ、ユーザビリティ、その他専門家の見地からの分析レポートを作成すること。

（イ）対象範囲

川崎市ウェブサイト（www.city.kawasaki.jp）配下を対象とする。

ただし、CMS 外コンテンツは除く。

（ウ）試験内容

川崎市ホームページ全体の JIS レベル AA 準拠の状況について、JIS X 8341-3:2016 の「附属書 JB（参考）試験方法」に基づく試験を行うため、以下の事項を実施する。実施に当たっては、同附属書による試験方法を補足するウェブアクセシビリティ基盤委員会の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン 2020 年 12 月版」も参照すること。

a 試験対象の詳細

試験対象コンテンツは、JIS X 8341-3:2016 附属書 JB の「JB.1.2 ウェブページ一式単位」中の、「c）ウェブページ一式を代表するウェブページを選択する場合」に記載された方法に基づき、川崎市のウェブサイト配下のウェブページ一式を代表するページとして選定した 30 ページ。なお、ウェブページ一式を代表するページについては、受注者から提案を行い、発注者との協議の上で決定する。

b 試験方法

受注者は、JIS X 8341-3:2016 の「JB.2 試験の手順」に基づいて試験対象ウェブページの検証を行い、JIS レベル AA に適合しない等その他の問題があった場合には、川崎市において必要な改修を行った後、再試験を行う。試験方法の具体的な手順は次のとおり。

(a) 試験対象の特定

検証に先立ち、使用しているウェブコンテンツ技術を確認し、試験対象のウェブページを「a 試験対象の詳細」のとおり特定する。

(b) 実装チェックリストの作成、ウェブページの検証

試験対象ページについて、達成基準の達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠を明示するための「実装チェックリスト」を作成し、ウェブアクセシビリティ診断用ソフトウェア（総務省ホームページ上で無償配付されている“miChecker Ver. 2.0”または J I S 規格適合試験で使用するに当たり miChecker Ver. 2.0 と同等以上の機能を有する他のソフトウェア。以下同じ。）を用いた分析と、目視及びページ操作による再分析を併用して検証を行う。

(エ) レポートの提出、現行 CMS 運用保守事業者との連携

受注者は、実装チェックリストに基づく試験結果等を取りまとめた「分析レポート」を提出すること。「分析レポート」の内容には、目視及び手動でのページ操作による再分析を併用した検証の結果、川崎市のウェブアクセシビリティ及びユーザビリティが更に向上するために必要な事項、「川崎市ホームページウェブアクセシビリティ方針」の改定等に関する具体的技術的助言を含める。また、検証によってウェブコンテンツの JIS レベル AA への不適合その他の問題を発見した場合には、川崎市担当職員と協議の上、問題箇所と具体的なソースコード等の改善方法を示した「改修手順書」を作成し、提出すること。

なお、「分析レポート」は、発注者から CMS 運用保守事業者（キシステム株式会社）へ提供を予定しており、発注者から具体的な改善策などについて CMS 運用保守事業者への説明を求められた場合は Web 会議の出席などに協力すること。ただし、アクセシビリティに関する基礎的な知識に関する質問回答や具体的な改善策を求めるものではない。また、Web 会議以外で質問のあるときは、発注者が窓口になって、分析レポートの範囲を超えることなく、また、予め決めた回数の範囲でのみ実施するものとする。

ウ 調査結果に基づく職員研修

(ア) ホームページ作成に関わる職員を対象とし、調査結果に基づきホームページの現状とページ作成時に注意すべき事項について、ウェブアクセシビリティの観点から理解を深めることに重点を置いた 1 回 2 時間程度の研修を、ウェブ上で同日中の午前 1 回、午後 1 回の計 2 回実施する。なお、参加人数は各回 50 名程度を想定すること。（令和 6 年度の開催実績は、各回約 35 名でうち半数以上が Web 会議によるリモート参加であった。）

(イ) 平成 28 年 4 月施行の障害者差別解消法施行や、ウェブアクセシビリティに関する J I S 規格及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」、総務省「公的機関のウェブアクセシビリティ確保の取組実施状況に関する調査」に基づいて求められる取組や、国際基準等の最新動向を交えて解説するものとする。

(ウ)「ア ホームページの定期診断（全ページの検証）」及び「イ JIS 試験結果を踏まえた分析レポートの作成」により洗い出された問題点について、事例紹介を交えた解説を行うこと。なお、事例紹介には、川崎市ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/>）配下以外の本市関連サイトにおいて確認された問題点等も含めるものとする。

(エ) 研修の開催日については、受託後の協議により決定する。

(オ) 研修で使用する資料等については、事前に準備し、発注者と協議の上決定するものとし、「5 成果物」にあるとおり納品すること。

(カ) ウェブ研修環境（Zoom または Microsoft Teams を使用予定）の準備、受講者募集、は発注者が行う。また、ウェブ環境に接続できない参加者向けのサテライト会場を市役所庁舎内に発注者が設けるものとする。

(キ) 研修の講師は、JIS X 8341-3:2016 及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」に精通し、その内容に基づいた公式ホームページ以外の関連サイトを含めた団体全体の取組に関する職員研修の担当実績を有する者が担当すること。

(ク) 研修の講師が使用する端末や回線等は受注者が用意すること。

なお、講師は自社環境等の本市の施設以外からウェブ研修環境に接続して研修を実施しても良いが、関係者以外が研修内容を視聴できないようにすること。

5 成果物

履行期限までに次の電子データを全て収録した媒体（CD-R 等）2 部を納品すること。

また、(1) から (3) については令和 7 年 1 2 月 2 6 日までに電子データを提出（送付方法は本市オンラインストレージの利用を想定）し、(4) については研修開催日の 3 営業日前までに電子データにて発注者へ納品すること。

なお、成果物の提出日及び職員研修の開催日程は業務の進行状況等をふまえて変更する場合がある。

- (1) 全ページの検証結果及び指摘事項一覧表（Excel）
- (2) 分析レポート
- (3) 改修手順書
- (4) 職員研修配布資料
- (5) 職員研修動画記録（Web 会議ソフトの録画機能を用いた動画記録を想定）

6 受注者の条件

本業務の受注者は以下の条件をいずれも満たすこと。

- (1) HTML 数 3 万ページを超える公共機関（地方公共団体、国の機関）のホームページを対象に、全ファイルの解析、検証を実施した実績が過去 10 年間に 1 件以上あること。
- (2) HTML 数 3 万ページを超える公共機関（地方公共団体、国の機関）のホームページを対象に、JIS X 8341-3:2016 に基づく全ページの検証を実施した実績が過去 10 年間に 1 件以上あること。
- (3) JIS X 8341-3:2016 に精通していること。
- (4) 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024 年版）」に精通していること。
- (5) JIS X 8341-3:2016 に基づいたウェブアクセシビリティの職員研修の担当実績が過去 2 年間に 10

件以上あること。

- (6) 政令市又は都道府県を対象に、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」に基づいた、公式ホームページ以外の関連サイトを含めた団体全体の取組に関する職員研修を担当した実績があること。
- (7) ISO/IEC 17020(JIS Q 17020)に適合したウェブアクセシビリティの検査機関であること、又は過去10年間に JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドラインに示された「実装チェックリスト」を使用して検査を行った契約履行実績があることを示すこと。この際、試験対象ページごとに「実装チェックリスト」を使用して試験を行った結果を示すこと。

なお、「実装チェックリスト」の例は次のとおり。

- ・ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン

https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/#h4_3_1_1_icl_summary

- ・「実装チェックリストの例 2020年12月版 (xlsx形式, 86KB)」

https://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/202012/#h4_3_1_1_icl_example

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたって、作業の進捗管理及び課題等の調整を目的とした報告会を適宜実施すること。
- (2) 本仕様書に基づくすべての作業において、発注者が提供した業務上の情報を第三者に開示しないこと。また、漏えいのないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 本市が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、履行期限までに返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
- (4) 本市が提供した情報を第三者に開示することが必要である場合は、事前に本市担当職員と協議の上、承認を得ること。
- (5) 本仕様書及び契約書に定めのない事項、もしくは不明な点がある場合、その都度、両者協議の上で決定するものとする。